

## 一刻も早い女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

国連で1979年に、女性差別撤廃条約（以下「条約」）が採択されてから40年がたち、日本が1985年に批准してから来年で35年になるが、性別による差別が撤廃されたとは言いがたい状況である。セクシュアルハラスメントやDVなどの性暴力、男女賃金格差や非正規雇用など雇用上の問題、さらには大学入試での差別的扱いなど日本社会の男女間の不平等な扱いに対し、改善を求め多くの女性たちが声を上げ続けている。

条約は、2019年6月現在で189カ国が締約国となっている。また、条約の実効性を高めるため、1999年に女性差別撤廃条約選択議定書（以下「選択議定書」）が採択され、締約国のうち112カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定書は、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしている。日本でも選択議定書を批准し個人通報制度を導入することで、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待される。

国連女性差別撤廃委員会における日本の本条約実施状況報告審議では、2003年、2009年、2016年ともに選択議定書の批准が奨励され、日本の批准を繰り返し求めている。また、第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と明記している。さらに、国会においては参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されている。

政府は、男女平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくるため、速やかに選択議定書の批准に向けて動き出すべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、条約採択40年・選択議定書採択20年という節目に当たる本年こそ、選択議定書を批准するよう強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司